

## 大津市立平野小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「か」「考える子ども」「が」「がんばる子ども」「や」「やさしい子ども」「け」「げんきな子ども」を掲げ、その具現化を目指して取り組んでいるところです。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における重要な課題の一つとなっています。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、児童の最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 3 条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）第 2 条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者、地域、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

### いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることを望んでいます。それは、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。

そのことを踏まえた上で、いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して行われなければなりません。そして、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることをめざします。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「いじめを『しない』『させない』『みのがさない』」

を合言葉に、教職員が一丸となって次のような具体的な取り組みを進めていきます。

### ① いじめの未然防止

いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めていきます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己肯定感、社会性、思いやりの心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることのできるよう学校経営の基である「自分の居場所のある安心できるクラスづくり」を合言葉に、あらゆる教育活動を通じて、児童一人ひとりに相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

\*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO.1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

#### (1) 子どもの主体的な参画

(1) 子どもの主体的な参画		
34	<b>【重点】</b> いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	6月・10月の啓発月間には、全校でいじめについて考えるイベントを持つ。 打出ブロックの生徒会と本校児童会が連携して、いじめ防止に関わる取り組みを計画、実践していく。 本校のいじめ防止キャラクター「くじゃの」を効果的に活用する。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	各クラスでいじめについて話し合い、「クラスのいじめ防止行動宣言」を決める。 クラスの話し合いを基に「わたしの行動宣言」を決め、日々の行動の指針とする。

#### (2) 子どもに対する教育・啓発

(2) 子どもに対する教育・啓発		
------------------	--	--

36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	学級会を中心とした学級活動を計画的に行い、一人ひとりが意見を出し合いながら身の回りの様々な問題に取り組む。
37	<b>【重点】</b> インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	インターネットによる被害、怖さを学ぶために、講師を招いて情報モラル教室を開催する。 NHK for Schoolの「スマホ・リアル・ストーリー」などを利用して、スマホ、タブレットの正しい使い方を学ぶようにする。
38	相談することの大切さに関する啓発	年度初めの学年集会で、子ども支援コーディネーターや生徒指導の担当者が自己紹介し、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときは、人に話す・聴いてもらうなど、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	道徳科の授業に計画的に取り組み、自分のこととして考える道徳教育の実践に努める。 いじめ防止をテーマに本を図書館から借り受けて読み聞かせをする。 NHK for Schoolの道徳番組を利用して様々な視点から授業実践を行う。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権週間の取り組みはもとより、普段から体験学習や道徳の授業を基本にすべての教育活動で人権意識を培う。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	学び合い学習を積極的に取り入れ、一人ひとりの考えや意見を生かす授業づくりに取り組む。 自分と他者との違いを認め合い、お互いを尊重し合うあたたかな学級づくりに努める。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	異年齢交流として、全校でたてわり活動を行う。 5年生は学区内の保育園、幼稚園の5才児と5・5交流を行う。 児童会中心のHIRANO若者交流会（小中高連携）

### （３）教員に対する研修・支援

（３）教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発		
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	年度初めの職員会議に、いじめ防止基本方針について子ども支援コーディネーターによる全員研修会を持ち、共通理解を図る。
44	<b>【重点】</b> 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者に対し、いじめ防止基本方針（保護者版）を配布し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知する。 入学説明会での紹介や学校だより等への掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行う。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	いじめ防止基本方針の研修を始めとして、子どもの自尊感情を高める教育の推進などの研修を年3回以上開催する。子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談主任が中心になって指導体制を充実する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事	いじめはどのクラスでもおきることを共通理解した上で、いじめ事案を担当が一人で抱え込むことなく、子ども支援コーディネーターを中心に組織的対応によって解決していく体制を整える。

#### (4) その他 (学校独自の取組)

(4) その他	
学校独自の取組	「あいさつ・そうじ・くつそろえ」は本校児童の行動目標であることから、毎朝のあいさつ運動を継続するとともに、「平野のそうじ」に沿ったそうじの仕方により、そうじのスキルを高める。 下駄箱をこまめに見回り、児童の変化にも気づくよう努める。
	いじめ防止に取り組むにこにこ委員会を組織し、児童の意見を生かしながらいじめをなくすための自主的な活動を展開する。

### ② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやいじめにつながりそうな出来事を見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高める必要があります。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりしないように積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

#### (1) いじめに関する情報収集

(1) いじめに関する情報収集
-----------------

47	【重点】いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	子どもアンケートを学期に一回実施し、いじめの早期発見に努める。アンケート実施後は速やかに子どもと面談をし、さらに詳しい情報の収集や心のケアに努める。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	子どもアンケートに相談希望の項目を設け、気になる子には、早急に個別の面談を設定する。 校内に相談箱を設置したり、相談室を開放したりし、子どもの悩みを受け止められる環境作りに努める。 5・9月を教育相談月間とし、学期始めの子どもの不安な気持ちを早期に聞き取り、組織的に対応する。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	子ども支援コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当は朝の校門であいさつをしたり見送りをしたりして、子どもの表情、身体の状態、保護者の付き添い等を見守り、適切な対応をとるようにする。 靴箱や教室の見回りも継続して行う。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	年度はじめの個別懇談会はもちろんのこと、普段から保護者と連絡を取り合い連携して指導を進める。 保護者からの相談をいつでも受けられるよう体制を整える。

## (2) いじめに関する情報共有

(2) いじめに関する情報共有		
51	【重点】子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	毎週行う定例いじめ対策委員会はもちろんのこと、いじめの疑いが報告されたら、すぐに臨時のいじめ対策委員会を開き、情報の共有と組織対応を展開する。 関係者に聞き取りをした場合は、聞き取った事柄を記録に残して保存し、情報の共有ができるようにする。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	いじめの疑い事案を発見した場合は、すぐに子ども支援コーディネーターに連絡し、いじめ対策委員会を開く。 そこで対応を検討した後、役割分担の上、複数対応で情報収集を行う。これを即日に行う。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	いじめ事案については生徒指導部会から学年会を通して、全教員で情報共有できるよう図る。 状況に応じて職員打ち合わせ等でも連絡する。 必要に応じて打出中学校生徒指導協同推進担当とも連携し、ブロック内で情報共有ができるようにする。

## (3) その他（学校独自の取組）

(3) その他		
学校独自の取組	子どもアンケート実施後は「ほっとタイム」を利用して全ての子どもと個別に面談を行う。 課題や悩みを抱えている子どもについては子ども支援コーディネーターが面談をし必要に応じてスクールカウンセラーにつなぐなど見守りとケアを十分にできるようにする。	

	年度初めの学年集會に、子ども支援コーディネーター、生徒指導担当が参加して、いじめは絶対に許されない行為であることを子どもたちに伝えるとともに、自己紹介をし、学年以外の先生の相談窓口として子どもたちに印象づける。
--	---

### ③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいはいじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校ではいじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間でいじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

#### (1) いじめの対処

(1) いじめ事案への組織的かつ適切な対応		
54	<b>【重点】</b> 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめ対策委員会では、複数で該当児童や周囲の児童への聞き取りによる事実確認を行う。 事実確認により指導方針を協議し、加害児童への指導、被害児童のケアを行う。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	いじめ事案は謝罪と保護者報告で終わることなく、長期にわたって該当児童の事後の様子を観察し、指導を継続する。その間、該当児童との個別懇談や保護者連絡を継続して行う。
56	インターネット上のいじめへの対応	ネットいじめ事案が発生した場合は、データが出回る恐れがあるため早急に対応する。 子どもだけでなく保護者を巻き込んだ指導が必要になるので、事実確認と指導を即日行い、保護者連絡しスマートフォン等の端末を親子で持ち寄り、謝罪の上データを消去するよう指導する。

57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	深刻な事案が発生したとき、聞き取りとともにアンケートを実施して状況把握に努める。 アンケート内容や方法についてはいじめ対策委員会で協議した上で決め、慎重に実施する。 実施したアンケートについてはきちんと管理し、保存する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存する（5年保存）。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	子ども支援コーディネーターなどが聞き取りを行い、関係した子どもで事実確認を行った上で保護者へ事実を知らせる。状況に応じて家庭訪問や面談をおこなう。

## （２）その他（学校独自の取組）

その他	
学校独自の取組	本校でのいじめ事案の傾向として、発達課題を持つ児童が関わる事例が多いことから、特別支援コーディネーターと共に、子ども発達相談センター等関係機関やスクールカウンセラーと連携して指導していく。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

### ①役割

- ア) いじめの防止基本方針を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には24時間以内に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行う  
とともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

### ②構成員

・定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別事案の対応等

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭とします。なお、個々の事案に応じて、該当学級担任、該当学年主任等関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を要請します。

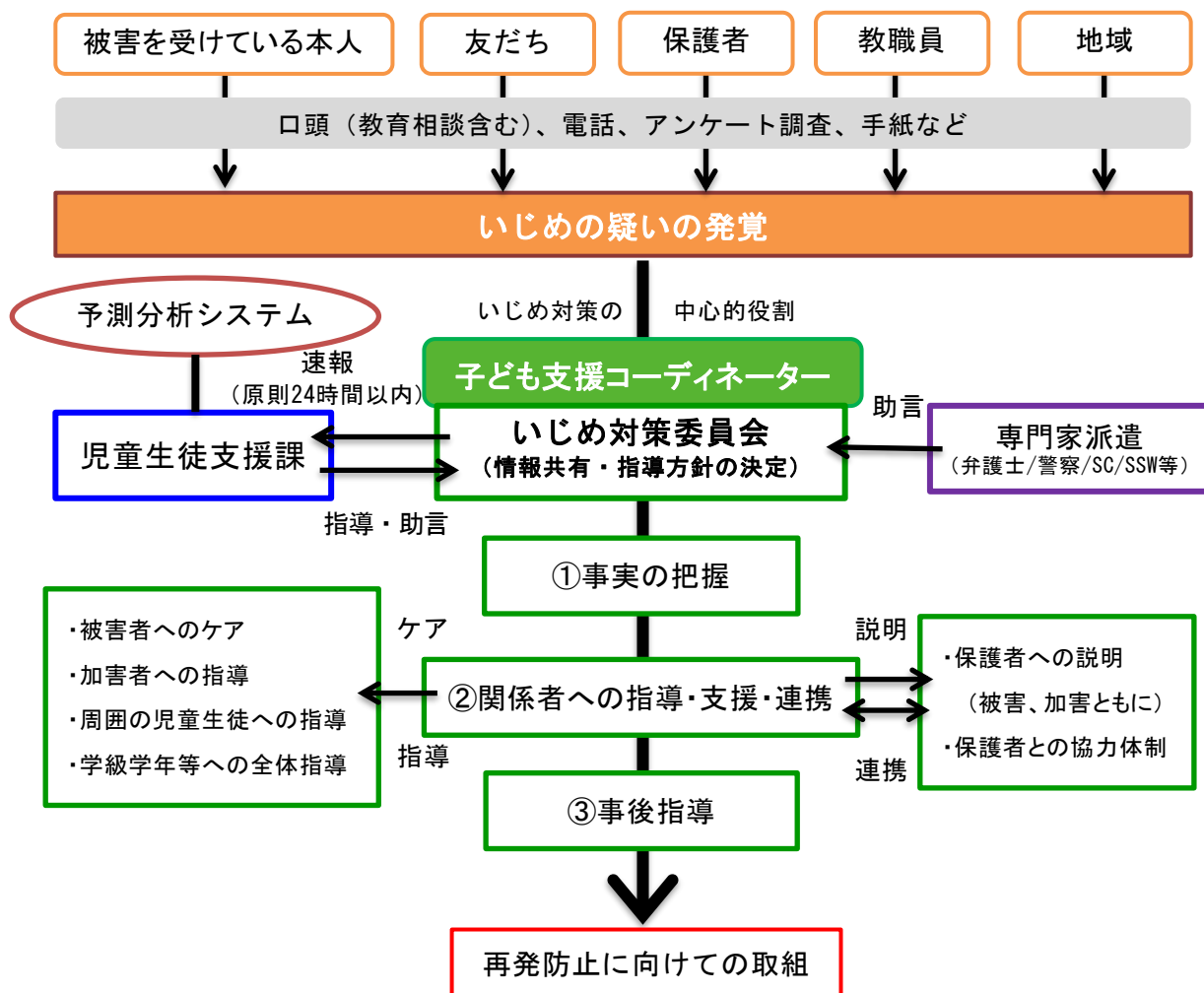
・拡大いじめ対策委員会：いじめ防止対策全般や基本方針進捗状況評価の協議等

拡大いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任の学校教職員の他、自治連合会会長、保護者会代表、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、人権教育部会等と役割分担し連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項



### ① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

### ② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に児童や保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

## 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） 生徒指導部会、職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 個別の保護者懇談会（④）	
5	スローガンの作成（①） 教育相談月間（①・②・③）	
6	いじめ防止月間（①・④） こどもアンケート（②） 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会（④） 学級懇談会（④）	にこにこ委員会を中心にした取組
7	保護者懇談会（④）	
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） 児童会・生徒会サミット（①・②・③・④）	
9	教育相談月間（①・②・③）	情報モラル教育に関連した研修
10	命を大切にする月間（①・④） こどもアンケート（②）	にこにこ委員会を中心にした取組
11	学校評価委員会（④） 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会（④） HIRANO若者交流会（①・②・③・④）	
12	保護者懇談会（④）	
1	学校評価 保護者・児童（①②③④）	
2	こどもアンケート（②） 保護者懇談会（④）	

	学校評価委員会 (④) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (④)	
3	「青少年を考えるつどい」(①・④) 小中連絡会(④) 保幼小連絡会 (④) 解消会議 (③)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、靴箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 委員会活動 (にこにこ委員会) (①) 教育相談 (②) 毎週水曜日のほっとタイム (①) 解消会議 (③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

## 5. その他 (資料等)

平野小学校ではプライベートゾーンを児童に教えています

# プライベートゾーンって聞いたことありますか？

プライベートゾーン

みずぎ  
水着で  
かくれる  
ぶぶん  
部分  
+  
くち  
口

じぶん たいせつ ばしょ  
**自分だけの大切な場所**

大事な4つの約束

だいじ やくそく

1. 見ない
2. 見せない
3. 触らない
4. 触らせない